

議 案 第 8 号

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年9月4日提出

浦安市長 内 田 悦 嗣

提 案 理 由

関係団体の定義を改めるため、改正を行うものである。

浦安市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

浦安市自転車の安全利用に関する条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 関係団体 浦安交通安全協会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。